

(別表4-1) 補助金交付対象申請書(様式第1号)に添付する書類 【補助対象システム】

提出書類		補助対象システム	住宅用太陽光発電システム	リチウムイオン蓄電システム	V2Hシステム	高効率給湯器	家庭用燃料電池
1	【申請者と住宅所有者が異なる場合】 同意書(様式第14号) ※申請者が共同名義の中の一人の場合は不要		○	○	○	○	○
2	カラー写真(※1) 撮影ボードと一緒に撮影した下記①～⑤の写真を、台紙に(様式第15-1号)貼付し、提出						
	① システムを設置する住宅全体または建設予定地		○	○	○	○	○
	② システムの設置予定部分		○	○	○	○	○
	【システムが設置された住宅を購入する場合】 ③ システムの設置部分 ④ システムの銘板部分(型番・製造番号が確認できるもの) ※リチウムイオン蓄電システムについては、「蓄電容量が確認できる部分」をあわせて提出 ⑤ 定格出力を確認できるパワーコンディショナの銘板部分		○	○	○	○	○
【集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合で、共用部分で使用することを主な目的とする場合】 ⑥ 非常用電源のコンセント等の部分		○	—	—	—	—	
3	「工事請負契約書」、「売買契約書」又は「注文書・注文請書」の写し (補助対象システム及び新設の補助条件システムの導入にかかる経費の内訳、型番がわかるもの)		○	○	○	○	○
4	設置計画図(システムの配置・パネルの公称最大出力の合計値・パワーコンディショナの定格出力がわかる図面、 【集合住宅の太陽光発電システムのみ】非常用コンセントの位置や仕様がわかる書面)		○	—	—	—	—
5	システムの「設置場所・申請者」が、電力受給契約における発電設備の「場所・契約者」と同じであることを確認できる書類 (例:電力会社からの系統連系に係る契約のご案内の写し、再生可能エネルギー発電・事業計画についての国の認定通知書の写し、固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請による認定申請登録完了済のマイページの写し)		○	—	—	—	—
6	【太陽光発電システムが設置された住宅を購入する場合】 出力対比表の写し (原則メーカー発行のもので、公称最大出力の合計値が確認できるもの)		○	—	—	—	—

提出書類		補助対象システム				
		住宅用太陽光発電システム	リチウムイオン蓄電システム	V2Hシステム	高効率給湯器	家庭用燃料電池
7	【電力受給契約者が居住者である賃借人又は管理会社等の場合】 電力受給契約者が居住者である賃借人（空室時は管理会社等でも可）となることがわかる書類 （例：申請者と管理会社が交わした管理に関する委託契約書等の写し、電力受給契約等申込書の写し、賃貸借契約書のフォーム）	○	—	—	—	—
8	カタログの写し（メーカー名、システムの仕様等がわかるもの）	○	○	○	○	—
9	【新築・建売の場合】 システムを設置する住宅の場所を確認できる書類 （例：システム設置住宅に印を付けた周辺地図の写し）	○	○	○	○	○
10	【申請者が個人の場合】 ア：提出必須 イ：①～③いずれか該当するものを提出 ア) 本人確認書類 （例：運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）の写し） イ) 住民票、登記簿謄本の写し等 ①<申請者が居住する住宅>にシステムを設置する場合（※2）（※3） ・申請日時点において、発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない申請者の住民票の写し ②<申請者が居住しない住宅>にシステムを設置する場合（※2）（※3） ・申請日時点において、発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない居住者の住民票の写し ・申請者が住宅を所有していることがわかる書類（例：登記簿謄本） ③<集合住宅の共用部分>にシステムを設置する場合 ・住宅の所有者がわかる書類（例：登記簿謄本） 【申請者が管理組合の場合】 ア～ウ：提出必須 エ：該当する場合に提出 ア) 管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し （例：管理組合総会の議事録） イ) 管理組合の現在の代表者の本人確認書類 （例：運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）の写し） ウ) 管理組合総会又は理事会でシステム設置の決議がされたことを示す書面の写し エ) 建築主が申請する場合（新築の分譲集合住宅において管理組合が設立されていない場合）は、管理組合設立に関する計画書、管理組合設立後にその権利義務等を引き継ぐことを確認できる書類	○	○	○	○	○
11	発行日から3ヶ月以内の申請者の福岡市税の滞納がないことの証明書の写し ※「福岡市税の滞納の有無に関する調査」に同意する場合は不要	○	○	○	○	○
12	その他、市民協議会が特に必要と認める書類	○	○	○	○	○

※1 提出する写真は、申請日時点で撮影日から1ヶ月以内のものとする。

※2 賃貸住宅の場合は、居住している賃借人の住民票は不要。

※3 新築・建替住宅にシステムを設置する場合又はシステムを設置した住宅を購入する場合は、補助金交付請求時に住民票を提出すること。